

武蔵野市 高齢者福祉計画・第7期 介護保険事業計画（概要版）

～まちぐるみの支え合い **地域包括ケア** のさらなる推進に向けて～

《平成 30 (2018) 年度～平成 32 (2020) 年度》

1 本計画の基本的な考え方

本計画では、「地域リハビリテーション」を基本理念とし、これまでどおり、中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう高齢者の尊厳を尊重し、“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことを基本目標として設定します。また、“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”を基本方針とし、基本目標の実現のために必要な人材の確保や医療と介護の連携を強化していきます。

基本理念：地域リハビリテーション

基本目標：誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

基本方針：まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

本計画の基本方針

いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、武蔵野市における地域共生社会を実現していきます。

そのため、高齢者の自立支援と重度化防止、高齢者の生活を支える人材の確保と育成のために不可欠な医療と介護の連携に重点的に取り組み、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

<2025 年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”>

武蔵野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

中・重度の
要介護状態になっても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成

2 計画期間

計画期間は平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 3 年間ですが、地域包括ケアシステム推進のため、2025 年までの中長期的な高齢者の生活をイメージして作成しています。

重点的取組み

重点1

いつまでもいきいきと健康に“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”



いつまでもいきいきと健康に日常生活を送ることができる高齢者がこれまで以上に増加することを目指し、介護予防と重度化防止の取組みを進めていきます



在宅介護・地域包括支援センターが介護サービス未利用者の生活実態を定期的に把握し、適切な介護予防事業等につなげる仕組みを構築します

重点2

ひとり暮らしでも“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”



ひとり暮らしで何かあったとき、要介護状態になったときに在宅生活を継続することの不安を解消し、ひとり暮らしでも安心して在宅生活を継続できるまちづくりを進めていきます



高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）を新たに開始し、急な疾病などの緊急時にも対応できる体制を整備していきます

重点3

認知症になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”



高齢者本人が暮らしやすく、家族が介護により仕事を辞めることなく（介護離職ゼロ）、介護と仕事、自分らしい生活との両立が可能となるまちづくりを実現していきます



認知症の方への適時適切な支援体制を強化します



武蔵野市介護老人福祉施設入所指針に、介護離職やダブルケア等に対応するための新たな評価基準を盛り込みます

重点4

中・重度の要介護状態になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”



補助器具センターの機能を強化するなど、中・重度の要介護高齢者の家族が特に負担に感じる介護（排泄、認知症対応）の支援に重点的に取り組みます



今後さらに高まる医療ニーズに対応していくため、医療機能を併設した新しいサービス（看護小規模多機能型居宅介護等）を整備します



中・重度の要介護高齢者とその家族を支えるケアマネジャーのさらなる質の向上のため、ケアプラン作成のスキルアップを図ります

重点5

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携



今後さらに高まる医療ニーズに対応するため、看護小規模多機能型居宅介護や地域密着型（小規模）特別養護老人ホーム等の地域特性に応じた施設整備を進めます



ICTの活用や相談、調整機能の拡充により入退院時等の支援を強化し、高齢者やその家族が円滑に医療と介護の連携が進むことを実感できるようにしていきます

重点6

高齢者を支える人材の確保・育成



新たな人材の確保、現在武蔵野市で働いている介護人材の流出を防ぐため、「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の設置などあらゆる取組みを進めていきます



様々な角度から実施してきたケアマネジャーに対する教育・研修、支援の仕組みの見直し・強化により、サービスの質をさらに高めていきます

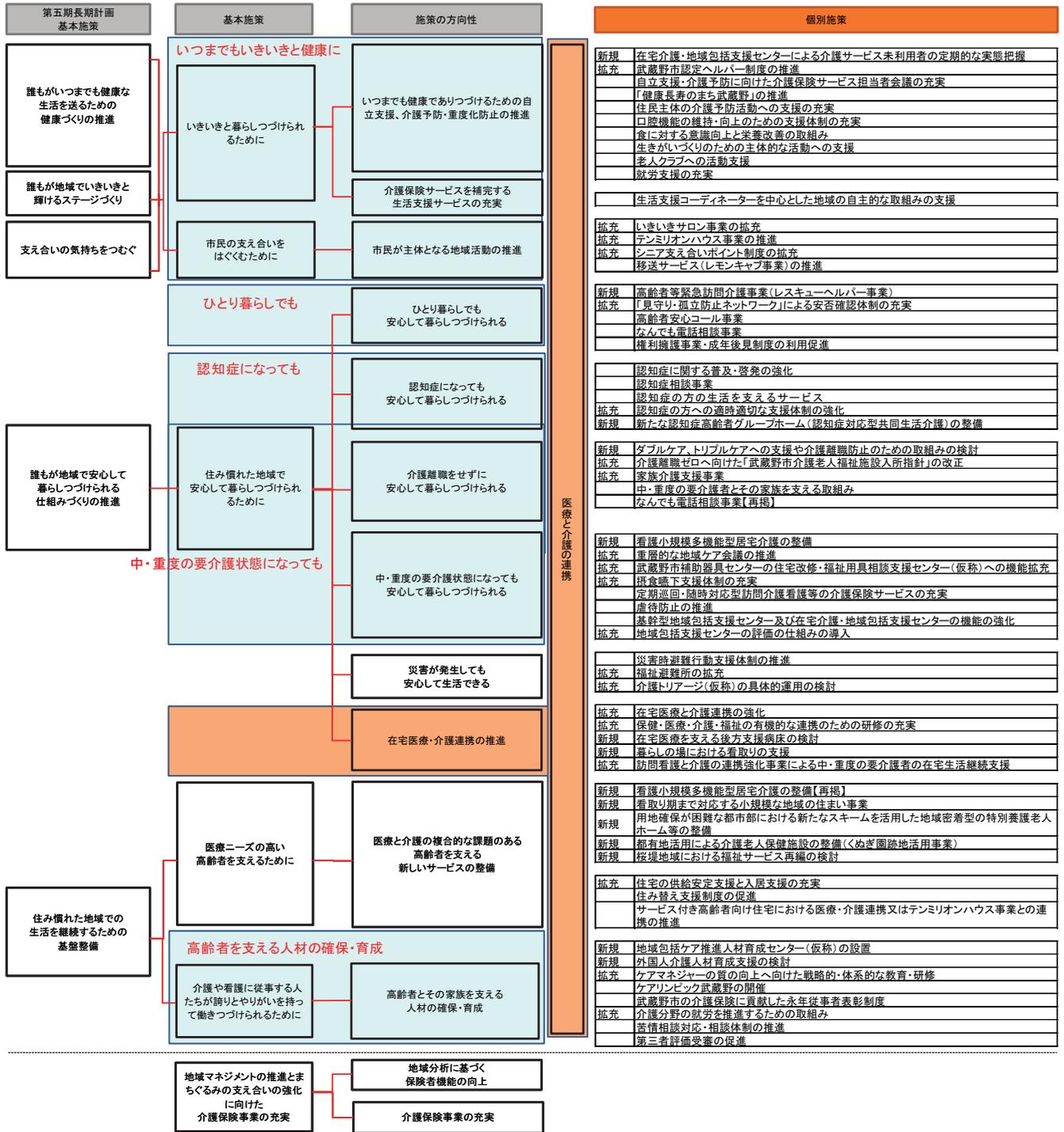
2025年を見据えた10の視点

2025年に向けて、武蔵野市が「まちぐるみの支え合い（地域包括ケア）」をさらに推進していく上で重要となる10の視点を整理しました。

＜武蔵野市における2025年を見据えた10の視点＞

いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続できる	視点1：「健康長寿のまち武蔵野」の実現に向けた取組みの充実 視点2：武蔵野市ならではのまちぐるみの支え合いの推進 視点3：サービス未利用のため更新申請をしなかった高齢者の重度化防止
ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続できる	視点4：ひとり暮らし高齢者の安心感の醸成
認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できる	視点5：認知症施策の推進
中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できる	視点6：医療と介護の複合的な課題のある高齢者を支える新しいサービスの整備 視点7：介護離職ゼロの観点も含めた家族介護者への支援
自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携	視点8：医療・介護関係者の多職種連携
高齢者を支える人材の確保・育成	視点9：人材の確保・育成
介護保険制度改正への対応	視点10：次期制度改正への対応と負担のあり方

3 施策体系と具体的な個別施策



4 地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実

第7期介護保険事業計画期間における基本的方向性

- 第7期の介護保険事業計画策定にあたっての大きなポイントは、①総合事業施行後初の計画であること、②「地域包括ケア『見える化』システム」を活用し推計する、初のサービス見込み量推計であること、③保険者機能強化の取組みが重要視され、財政的インセンティブというかたちで保険者に付与されること、の3点です。地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実を進めていきます。
- 今後も介護給付費の上昇が見込まれる中で、給付と保険料のバランスに配慮し、効率的・効果的にサービス提供基盤を整備していく必要があります。第7期介護保険事業計画期間における介護サービスの水準の基本的な考え方とサービス基盤整備に関しては、武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会の議論や、市民意見交換会及びパブリックコメント等のご意見を踏まえ、以下の方向性を選択します。

＜第7期介護保険事業計画における介護サービスの水準の基本的な考え方とサービス基盤整備＞

基本的な考え方とサービス基盤整備

【パターン1】

医療介護の連携をさらに推進するため、介護老人保健施設を中心とした高齢者サービスと障害者サービスが連携した地域共生型の施設を整備する。

【パターン2】

【パターン1】に加えさらに、在宅の中・重度の要介護者を支える方策として医療機能を併設した小規模多機能型居宅介護の整備を行うとともに、一定の施設ニーズに対応するため、本市の地域特性に応じた介護施設を整備する。

認知症高齢者の急増や、在宅介護実態調査における「主な介護者が不安に感じる介護」として「夜間の排泄」とともに「認知症への対応」が突出して上位に挙がっていること、高齢者の介護予防・日常生活アンケートにおける「充実してほしい高齢者に対する施策や支援」として「認知症になった時の、見守りや生活の支援等」が最上位の回答であること、さらに認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の入所希望者の状況を鑑み、今後の認知症高齢者や中・重度の要介護者の増加に伴う多様なニーズに対応するため、【パターン2】に加え、認知症高齢者グループホーム等を併せて整備すべき。

● 現行の居宅サービス水準を維持する。
● 所有地の活用により、医療系居宅介護サービスを併設した介護老人保健施設を新たに1施設整備する。

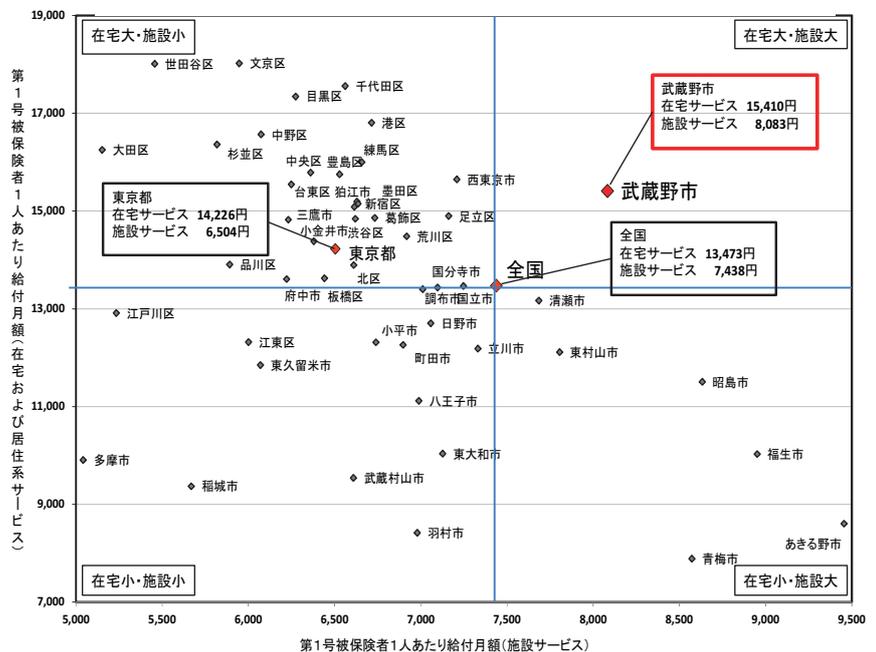
● 看護小規模多機能型居宅介護事業所を2事業所整備する。
● 地域密着型の特別養護老人ホーム（小規模）を1施設整備する。

第1号被保険者保険料の見込み

- 第7期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の実質保険料月額（b）のとおり、6,573円ですが、保険料の上昇を極力抑えるため、介護給付費準備基金を4億2,096万4千円取り崩すことにより、保険料基準月額は下表（a）のとおり、6,240円となります。

	第6期 平成27年度～29年度	第7期 平成30年度～ 32（2020）年度
保険料基準月額（a）	5,960円	6,240円
増減額（対前期比）	800円	280円
実質保険料月額（b）	6,016円	6,573円
基金取り崩し等による減 （その他特例交付金等含む）	△56円	△333円
基金取り崩し額	66,698（千円）	420,964（千円）

第1号被保険者1人あたり給付月額（平成29（2017）時点）



※見える化指標D7

低所得者の方への対応

- 現行の第1段階（生活保護受給者等）、第2段階（市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下）の方の第7期介護保険料については、第6期の保険料額と同額とし、低所得者の負担に配慮した保険料設定としました。また、第6期より導入されている公費投入による軽減についても継続します。
- 武蔵野市では、課税層の方についても、保険料段階区分の細分化を更に進め、一層累進性を高めた所得段階設定とします。具体的には、今回の制度改正により利用者負担額が3割となる方について、介護サービスを円滑に利用するうえで一定の目安となり得る、合計所得金額220万円以上の所得段階を新設します。さらに現行の第18段階を区分し、合計所得金額5,000万円以上の所得段階を新設し、20段階とします。
- 「介護保険利用者負担額助成事業」は、平成30年3月利用分をもって終了することとなっています。しかしながら、消費税の10%への引き上げの再延期に伴い、公費投入による低所得者の方への介護保険料軽減措置も、完全実施の見込みがたっていないことから、第7期介護保険事業計画期間においても継続することとします。

国の介護保険制度改正への武蔵野市の対応

- 平成30（2018）年8月より現役並み所得のある方の利用者負担について、3割負担が導入される予定です。本市では2割負担の方の半数を超える方が3割負担に移行すると試算されます。武蔵野市としては、東京都市福祉保健主管部長会を通じて厚生労働省に対し「次期介護保険制度改正に対する要望書」を提出しました。